

令和 2 年 9 月 1 日

## 株式会社桜井土建行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和2年9月1日～令和4年8月31日までの2年間

### 2.内容

【目標】 計画期間中における年次有給休暇の取得日数を従業員全員が70%以上消化すること

【対策】 令和2年10月～ 土日の休みに絡めて取得してもらう。  
令和2年10月～ 半年に1度、有給休暇の取得日数を知らせる。